

IFRSニュース

Quarter 4 2018

グラントソントン・インターナショナル・リミテッドが国際財務報告基準 (IFRS) に関するさまざまなニュースを四半期毎にお送りします。話題のテーマや動向についての最新情報、グラントソントン・インターナショナル・リミテッドの見解や意見をお届けします。

2018年第4四半期は、「『重要性がある』の定義」の修正が公表されましたが、それ以外にはIASBIによる主要な公表物がない期となっています。したがって、2018年最後となる本号では、最近話題となっているいくつかの問題について検討します。その中には、IFRS第9号及びIFRS第15号、リバースファクタリング並びにLIBORの廃止及び他の銀行間取引金利に関する論点についての規制当局の見解が含まれます。

本IFRSニュースの後半では、グラントソントンにおけるIFRS関連ニュースやさまざまな財務報告関連動向について説明します。本号の末尾では、まだ強制適用されていない最新の諸基準の適用開始日及び現在コメントを募集中のIASBの公表物一覧を紹介いたします。



Contents

2	IASBは「重要性がある」の定義を修正
4	再確認事項：IFRS第16号「リース」
5	英国の規制当局がIFRS第9号及びIFRS第15号の開示に関してアドバイスを行う
6	ESMA会長はIFRS第9号の予想信用損失モデルを適用するうえでの課題についてコメントする
8	IBOR(銀行間取引金利)の置換え
10	リバースファクタリング
11	アルゼンチンが超インフレを宣言される
12	グラントソントン関連のニュース
14	その他のトピック – 概要
18	新しい基準及びIFRIC解釈指針の発効日
20	コメント募集

IASBは「重要性がある」の定義を修正

IASBはIAS第1号「財務諸表の表示」及びIAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」の修正を行う「『重要性がある』の定義」を公表した。

本修正は、情報が財務諸表に含めるための重要性があるかどうかを判断する際に、一部の企業が既存の定義の適用において困難に直面したという課題に対応しています。実際にこれまで、「財務報告に関する概念フレームワーク」における「重要性がある」の定義の文言はIAS第1号及びIAS

第8号で使用されている文言とは異なっていました。「重要性がある」について複数の定義が存在することは混乱を生じる可能性があり、これらの定義が異なる意味を有している又は異なる方法で適用されなければならないかどうかについて懸念が生じていました。

従前の定義

項目の省略又は誤表示は、利用者が財務諸表に基づいて行う経済的意思決定に、単独で又は総体として影響を与える可能性がある場合には、重要性がある。

新しい定義

情報は、それを省略したり誤表示したり覆い隠したりしたときに、特定の報告企業の財務情報を提供する一般目的財務諸表の**主要な利用者**が当該財務諸表に基づいて行う意思決定に影響を与えると**合理的に**予想し得る場合には、重要性がある。

グラントソントン・インターナショナル・リミテッドの見識 - 「覆い隠すこと」

「情報を覆い隠すこと」を「重要性がある」の定義に含めることは、既存の定義では省略できない情報（重要性のある情報）のみに焦点を当てていて、重要性のない情報を含めることが有用でないかもしれない理由には焦点を当てていないと、利害関係者が感じる可能性があるという懸念に対処しています。しかし、これは企業に対して重要性のない情報の開示を禁止することを意味するものではありません。

本修正により、重要性のある情報が覆い隠されることがある状況についていくつかの例が示されています。

グラントソントン・インターナショナル・リミテッドの見識 - 「合理的である」

この文言は、IAS第1号においてこれまで広く使用されていた文言を反映しており、重要性の既存の定義における「影響を与える可能性がある」という閾値は低すぎて適用が広くなりすぎる可能性があるという一部の関係者から提起された懸念に対処するのに役立ちます。

グラントソントン・インターナショナル・リミテッドの見識 - 「主要な利用者」

本修正では、現在の及び潜在的な投資者、融資者及び他の債権者の多くは、情報提供を企業に直接要求することができず、必要とする財務情報の多くを一般目的財務諸表に依拠しなければなりません。したがって、彼らが一般目的財務諸表が対象とする主要な利用者です。

本修正は、こうした問題を是正し、企業が重要性の判断を定義しやすくするように設計されています。本修正では以下の事項を行っています：

- 現在までにIFRS基準の他の箇所に現れていた定義のガイダンスを含める。
- 定義に付属する説明を改善する。
- 「重要性がある」の定義がすべてのIFRS基準にわたり整合的となるようにする。

経過措置

本修正は2020年1月1日から適用されますが、早期適用は認められます。

グラントソントン・インターナショナル・リミテッドのコメント

本修正は、「重要性がある」の定義の理解を容易にすることを意図したものであり、IFRS基準における当該定義の概念を変えることを意図したものではありません。したがって、私どもは、本修正により重要性の判断が実務で行われる方法が著しく変わる又は企業の財務諸表に著しい影響を与えるとは考えていません。しかし、本修正により、こうした重要な領域についての理解が深まるであろうと予想しています。

再確認事項：IFRS第16号「リース」

2018年には、IFRS第9号「金融商品」及びIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」の両方の適用に対処しなければならなかったため、企業は財務報告における最大の変更への対処がやっと終了したと考えても無理はない。しかし、2019年1月1日以後開始する会計年度から適用が強制されるIFRS第16号「リース」のことを忘れてはいけない。

ほとんどの企業はこの変更について十分認識しており、その適用を開始するための措置をすでに講じていると思われるが、最も重要な変更についての概要を以下に示します。

IFRS第16号は、リース会計の見直しを行うIASBの長期にわたるプロジェクトの成果であり、30年以上ぶりに実施するリース会計の大規模な変更を表します。IFRS第16号は、3つの解釈指針(IFRIC第4号「契約にリースが含まれているか否かの判断」、SIC第15号「オペレーティング・リース—インセンティブ」及びSIC第27号「リースの法形式を伴う取引の実質の評価」とともに、IAS第17号「リース」を置き換えています。IFRS第16号では、「使用权」資産とリース負債を認識することによって、リースを「オンバランス」にする会計処理を借手に対して要求します。しかし、多くの企業にとっては、短期リース及び少額資産のリースに関する免除規定により、その影響は大幅に軽減されると思われる。

また、IFRS第16号では以下の事項も行われています：

- リースの定義を変更する
- 非リース構成部分、変動リース料及びオプション期間などの複雑な項目を含め、資産及び負債の会計処理方法に関する要求事項を定める
- セール・アンド・リースバック取引の会計処理を変更する
- IAS第17号の貸手の会計処理に対するアプローチをおおむね維持する
- 新たな開示要求を導入する

表は主な変更の概要を示しています：

IFRS第16号「リース」の概要

論点

検討すべき他の要因

誰が影響を受けるのか？	<ul style="list-style-type: none">• 借手又は貸手として資産をリースしている企業
借手にどのような影響を与えるのか？	<ul style="list-style-type: none">• 短期及び少額資産のリースを除き、すべてのリースを「オンバランス」で会計処理する• リース費用は、通常、前加重となる• リース負債は、次の事項を除外する：<ul style="list-style-type: none">– オプション期間（ただし、行使することが合理的に確実な場合を除く）– 売上又は使用及び指数又はレートの将来の変動に連動した条件付支払
貸手にどのような影響を与えるのか？	<ul style="list-style-type: none">• 現行基準のIAS第17号から軽微な変更が生じるのみである
その他の変更は生じるのか？	<ul style="list-style-type: none">• リースの新しい定義により、これまでリースとして分類されていた一部の取決めがリースに分類されなくなる（そしてその逆もありうる）• セール・アンド・リースバック会計に関する新しいガイダンス• 新たな異なる開示
変更はいつ有効となるのか？	<ul style="list-style-type: none">• 2019年1月1日以後開始する事業年度• さまざまな経過措置• IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」を適用する場合には、早期適用が認められる

英国の規制当局がIFRS第9号及びIFRS第15号の開示に関してアドバイスをを行う

英国の規制当局である財務報告評議会 (FRC) が英国の財務責任者 (Finance Director) 及び監査委員会の委員長 (Audit Committee Chair) に公開書簡を提出した。

本書簡は企業報告におけるいくつかの重要な領域の改善を求めています。2つの新しい会計基準 (2018年12月会計年度末から適用されるIFRS第9号「金融商品」及びIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」) に関して提示されたアドバイスは、世界各国の読者にとって特に興味深いものでしょう。

IFRS第9号「金融商品」

当然、IFRS第9号は銀行及び他の金融機関による報告に最も大きな影響をもたらします (「IFRS第9号の予想信用損失モデルを適用するうえでの課題に関するESMA会長のコメント」という記事をご覧ください)。しかし、FRCの書簡は、銀行以外の企業に及ぼす影響について検討しているという点で、特に興味深いものとなっています (FRCは別個の報告書で銀行に与える影響を取り上げます)。

FRCは銀行以外の企業に対して以下のことを求めています:

- ヘッジ文書化を更新し、新しい要求事項の適用に関する既存のヘッジ有効性を評価している。
- IAS第39号とIFRS第9号との間の重要な相違 (適用時に採用した主な仮定を含む) について説明し、可能であればそれを定量化する。

- 減損の要求事項について、その適用範囲は、例えばIFRS第15号の契約資産及びリース債権を含めるよう拡大されており、また、親会社の個別財務諸表の勘定における子会社及び他の事業への貸付金にも適用される。
- 組込デリバティブへのIFRS第9号の適用を検討する際には細心の注意を払い、主契約が金融資産である場合には、金融負債のとときは異なる取扱いが必要である。
- 認識の中止を生じなかった従前の金融負債の条件変更 (借換えなど) の会計処理を再検討する。
- IFRS第7号「金融商品: 開示」の追加的な開示要求を反映させる。
- 該当する場合、特に重要な金融商品が当該決算書で認識されている場合には、影響に重要性がない理由を説明する。

IFRS第15号

「顧客との契約から生じる収益」

IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」はIAS第11号「工事契約」、IAS第18号「収益」、IFRIC第15号「不動産の建設に関する契約」及び他のすべての収益関連の解釈指針を置き換えています。

FRCの書簡は、以下のことを行うために、会計年度末の準備に十分な時間をかけることを企業に奨励しています:

- 移行の影響についての説明は包括的で、年次報告書及び決算書における他の関連性のある情報に関係したものとする。
- 関連する経営者の判断と同様、収益に関する方針の変更は、企業固有の情報を反映させて、明確に記述し説明する。
- IFRS第15号で導入された新しい概念である履行義務の決定方法及び顧客への引渡しの時期に焦点を当てるとともに、履行義務を識別し説明する。
- 契約資産及び負債に関する会計方針を含め、IFRS第15号が貸借対照表に与える影響についても検討する。

ESMA会長はIFRS第9号の 予想信用損失モデルを適用するうえでの 課題についてコメントする

IFRS第9号「金融商品」は、2018年1月1日以後開始する報告期間から実務における適用が開始されたばかりであり、多くの場合、その適用はいまだ微調整が加えられている。

本基準で導入された最大の変更の一つは、減損の要求事項に関するものです。当該要求事項を決定するにあたり、IASBの目的は、2007年及び2008年の金融危機の最中に明らかになった会計処理の主要な弱点（すなわち、従前の基準であるIAS第39号「金融商品：認識及び測定」により生じた「too little, too late」-信用損失のタイミングが遅すぎる、又はその金額が少なすぎる）を是正することにあります。

IAS第39号の「発生損失」モデルは、減損の認識を信用損失事象の客観的な証拠が識別されるまで遅らせるものであり、多くの人々が感じていました。そのため、IFRS第9号における減損の要求事項では、より将来予測的な情報を使用して、純損益を通じて公正価値で測定されないすべての負債性金融資産について予想信用損失（ECL）を認識します。

スペイン、マドリードのスペイン銀行で開催されたトップ会議における基調演説（Banco de Espana - CEMFI - FSI High-Level Conference）で、欧州証券市場監督局（ESMA）の会長であるSteven Maijoor氏は、新しい引当金モデルを歓迎する一方、適用上の問題及び金融安定化への影響についてもコメントしました。

Maijoor氏は、「完璧を目指して遅れるよりも期限に間に合うよう終わらせた方がよい：発生損失モデルを予想損失モデルへ置き換える（Better to be good and on time than perfect and late: replacing incurred loss by expected loss）」と題したスピーチに言及し、ESMAによれば、IFRS第9号の定量的影響は今のところ比較的軽微であることが判明していると述べました。

しかし、ESMAの見解における比較的軽微な影響については、経済予測がここ数年間の比較的好調な経済状況及びそれに伴う楽観主義の影響を受けた可能性があるため、注意深く評価する必要があります。

好調な経済状況の影響

Maijoor氏は、演説において、会計上使用されるポイント・イン・タイムのECLの計算は現在の経済状況を反映しているというESMAの見解に注目し、ESMAの見解は長期の金融緩和方針や低金利を契機として経済見通しが好調であるという推定に基づくことから、こうした見立ては甘いことが判明するかもしれないと指摘しました。

また、引き続きこのテーマに関して、経済見通しの悪化に応じた信用損失の非線形の（non-linear）性質を考慮して、複数のシナリオをECLモデルに反映させる必要があることも指摘しました。特に、リスクプレミアムの改定及び金利上昇の可能性は、金融機関に悪影響を及ぼす可能性がある主要な要因となります。

現実的シナリオ分析及び行った仮定の透明性は、引当金モデルの適切な適用において重要な役割を果たす。識別されたすべての関連性のあるリスクをECLモデルに反映させることが重要である。

経済状況が悪化した場合には、ECLの計算の基礎となる仮定を見直すことが必要となることがあり、より長く見積った保有期間全体について計算する、予想信用損失の累積的なキャッチ・アップ修正を行います。Maijor氏の見解として、このような変更は、IAS第39号の発生損失モデルに固有の急激な影響 (cliff effect) を軽減するというIFRS第9号の目的と矛盾することになります。この問題を解消するために、現実的なシナリオ分析及び行った仮定の透明性が引当金モデルの適切な適用において重要な役割を果たします。したがって、識別されたすべての関連性のあるリスクをECLモデルに反映させることが重要となります。

経過措置

Maijor氏の演説におけるもう一つの重要な特徴は、利用者がECLの計算へのアプローチを理解できるようにするために、ECLを見積る際に行った重要な仮定及び判断を開示することがいかに重要であることを明らかにしたことでした。主要な開示の一部には以下の事項が含まれます：

主要な開示

要約

信用リスクの著しい増大(SICR)についての評価

- 金融機関は、重要なポートフォリオについて、SICRの識別に関する要件を設定するためのアプローチを開示しなければならない
- このような開示は、SICRの決定において考慮した定性的及び定量的な要因に関して十分な透明性を提供し、SICRがポートフォリオレベルで評価された範囲で透明性を提供しなければならない
- 当該ポートフォリオ・アプローチを使用する方法を開示し、説明しなければならない

ECLモデルへの将来予測的な情報の織込み

- 金融機関は、ECLを決定する際に将来予測的な情報をどのように考慮しているのかを説明しなければならない

ECLの計算に関する複数のシナリオの使用

- 複数のシナリオに関する情報の開示は、低迷シナリオのもとでの信用損失の非線形の性質を企業が捕捉することを意味する



IBOR (銀行間取引金利) の置換え

IBOR (銀行間取引金利) は、短期貸付金に適用される実勢銀行間取引金利又は推定銀行間取引金利をベースとする変動金利である。金融危機以来、一つにはLIBORの不正操作スキャンダルを受けて、また、一つには無担保銀行間貸付市場の流動性低下により、IBORは困難な局面に遭遇している。

数年以内に、多くのIBORが新しいベンチマークとしてリスクフリーレート(RFR)に置き換えられると予想されます。例えば、英国では、イングランド銀行が2021年以降、GBP LIBORの呈示プロセス(submission process)への参加を銀行に強制しないことを決定しました(とはいえ、GBP LIBORは依然としてある程度は支持され続けることが予想されます)。GBP LIBORを適用する既存契約の多くは、その満了日が2021年以後に設定されていますが、その頃のLIBORの客観性は不確実となる可能性があります。

これらの予想される変更は、多くの会計処理上の問題を生じさせます。IBORは、銀行間貸付の実勢金利又は推定金利に相当することから、暗黙のうちに相手先の信用リスクと流動性を反映する指標となります。一方、規制機関がIBORの代替として選択したRFRは、一般に期間構造を反映しない翌日物レートです。さらに、RFRはリスクを伴わないことを意図したものであるため、信用リスクを反映しません。

ヘッジ会計

IBORの置換えにより示される最大の論点の一つは、ヘッジ会計に対する潜在的影響です。

IFRS第9号「金融商品」及び従前の基準であるIAS第39号「金融商品: 認識及び測定」の両方は、ヘッジ関係の開始時に、その公式な指定があることを要求しています。IBORの置換えにより、例えば以下のような疑問が提起されます:

- 企業がIBORによるキャッシュ・フローを指定する場合には、当該キャッシュ・フローが、発生可能性が非常に高い将来キャッシュ・フローのヘッジにおいても発生すると主張することは可能であるか?

- 企業がキャッシュ・フロー・ヘッジにおけるヘッジ対象を(例えば)3か月物のIBORリスクとして指定するとき、将来の変動キャッシュ・フローが、該当するIBORが置き換えられると予想される日以後(例えば、GBP LIBORの場合には2021年)も発生する場合には、ヘッジ会計を中止する必要があるか?
- 企業が当初のヘッジ指定でヘッジされたリスクをIBORとして指定する場合、同一のヘッジ関係においてその指定されたリスクを新しい翌日物レートに変更することはできるか?

2018年12月の会計年度末において、既存の関係についてヘッジ会計を継続することは一般に認められると私どもは考えている。

私どものこの見解は、将来において発生可能性が非常に高いキャッシュ・フローがまだあるということに基づいている。しかし、これらは必ずしもLIBORによるキャッシュ・フローとは限らないが、その意図するところは、LIBORの代替指標金利を同等の条件で設定し、当事者双方に対する中立性を維持する点にある。

これらの論点についての議論は依然として継続中であり、IASBはこの論点を検討するためのリサーチ・プロジェクトを立ち上げました。したがって、私どもが表明する以下の見解は、このことを考慮してお読みいただきたいと考えており、また、この見解は最新の考えのもと執筆したものとなっています。

こうした見解を踏まえ、2018年12月会計年度末において、上述した状況で既存の関係についてヘッジ会計を継続することは一般に認められると私どもは考えています。

私どものこの見解は、将来において発生可能性が非常に高いキャッシュ・フローがまだあるということに基づいています。しかし、これらは、必ずしもLIBORによるキャッシュ・フローとは限りませんが、その意図するところは、LIBORの代替指標金利を同等の条件で設定し、当事者双方に対する中立性を維持する点にあります。さらに、本稿執筆時点で、市場は、予定している金利に置き換える日を過ぎても、依然としてLIBORを適用しています。したがって、2018年度末にヘッジ会計を継続することは一般に認められると私どもは考えています。とはいえ、この論点が2019年のある時点で問題とならないであろうこと、及びその間に潜在的影響についての開示を行うことが望ましいということを行っているわけではありません。また、時を経るにつれて、非有効性の発生要因(sources of ineffectiveness)が表面化する可能性もあります。それは例えば、ヘッジ対象のRFR指標への変更の時期が、関連するヘッジ手段のRFR指標への変更の時期と一致しない場合です。

もう一つの論点は、多くの既存のヘッジ関係は、ヘッジ文書の中で「IBOR」としてヘッジされるリスクを記載するであろうということです。その場合、企業は、ヘッジされたリスクとして代替指標を参照するためにそのヘッジ文書を変更したいと考えるかもしれませんが、しかし、IFRS第9号及びIAS第39号のいずれでも、そのような変更が行われる場合には、ヘッジ会計を中止することを要求しているように見え、ひいてはマイナスの会計上の帰結を生じる可能性があります。これは、IASBが追って取り組むかもしれない論点です。なお、その間、企業はヘッジ指定文書にそうした変更を行うことは避けた方がよいでしょう。

金融商品の条件変更又は消滅

他の論点は、IBORを参照する借入債務を有する報告企業に関連があります。これらの金融商品の条件は、IBORが置き換えられる将来において変更する必要があります。

このような変更の会計処理は将来に向かって行い、新しいベンチマーク金利及び対応するスプレッドの変動を反映するように、当該金融商品の実効金利を更新することが好ましいと私どもは考えています。IAS第39号及びIFRS第9号の両方で、(例えば、IBORの代替指標金利を用いた結果)変動金利の金融資産又は変動金利の金融負債が、満期日に受け取るか又は支払う元本に等しい金額で当初認識されている場合には、将来の支払いの再見積りは当該資産又は負債の帳簿価額に通常は重要な影響を与えないとしています。したがって、帳簿価額は変動しません。

しかし、私どもは別の意見があることを認識しています。例えば、当該変更を金融商品の条件変更として扱い、負債の新しいキャッシュ・フローを当初の実効金利で割り引くとともに、従前の帳簿価額との差額を利得又は損失として認識することを要求するとの主張がなされる可能性があります。

また、当該変更を消滅事象として扱い、当初の金融商品の認識を中止して、その代わりに新しい金融商品を認識するという主張がなされる可能性もあります。このアプローチがとられた場合には、従前の金融商品の帳簿価額と新しい金融商品の公正価値との差額について、利得又は損失を損益計算書に認識します。

さらに、意図されるのは、IBORの代替指標金利を同等の条件で設定し、当事者双方に対する中立性を維持することですが、相手先が融資契約に追加的な変更を行う可能性があることにも企業は留意しなければなりません。その場合には、分析はより複雑なものとなり、異なった結果が生じる可能性があります。

最後に

先に述べたように、本領域における議論は継続中で、IASBはリサーチ・プロジェクトを立ち上げており、議論された項目はいずれは明確化されるでしょう。したがって、私どもが上記で表明した見解は、そうしたことを踏まえてお読みください。

リバースファクタリング

仕入先への即時払いを促すことを目的とした公共政策に対応して一部の国や地域で一般的となっているリバースファクタリング契約が、規制当局の注目をますます集めている。

リバースファクタリング契約の商業的合理性は多種多様ですが、一般的な特徴として、当該契約は流動性の観点から買手 (buyer) と仕入先 (supplier) の両方に便益をもたらすよう設計されています。

主要な会計上及び表示上の論点の一つは、買手が仕入先から受領した財に関して銀行に支払う債務は買掛金又はその他の支払債務として引き続き認識すべきか、あるいは、当該債務は貸借対照表において債務又は借入金として扱う必要があるかどうかということです。これは、キャッシュ・フロー計算書 (特に、当該契約に関連するキャッシュ・フローを「営業活動」又は「財務活動」によるキャッシュ・フローとして表示すべきかどうか) に影響をもたらします。

規制当局は、特に、企業が貸借対照表及びキャッシュ・フロー計算書において当該契約の分類変更を行わないことを決定した状況において、当該契約に関する包括的な開示を行うことを奨励しています。そのような開示では、重要な資金調達の実決めの内容及び金額、並びに企業の流動性に与える影響を取り上げることがあります。適切な開示が行われないのであれば、当該契約の取引の利用 (及びその契約自体) に対する透明性が欠如していることになります。

アルゼンチンが超インフレを宣言される

IAS第29号「超インフレ経済下における財務報告」では、機能通貨が超インフレ経済国の通貨であるすべての企業の財務諸表は、一般購買力の変動により修正再表示されることを要求している。

前回のIFRSニュースにおいて、アルゼンチンの状況及び2018年後半にアルゼンチンが超インフレを宣言されるという私どもの予想について説明しました。最新のインフレ数値(月次)を受けて、2018年7月1日以後開始する報告期間について、IFRSの目的上、アルゼンチンを超インフレ経済国とみなすべきであるという私どもの見解を確認しました。四半期ごとに報告を行う企業の場合、これは、2018年9月30日に終了した四半期について、IAS第29号の要求事項に従って会計処理する必要があることを意味します。

再確認として、IAS第29号では、すでに報告期間の末日現在の測定単位で表現しているものではない財政状態計算書上の金額は、一般物価指数の適用により修正再表示されることを要求しています。

要約すると：

- 契約により物価変動に連動する資産及び負債(指数連動型の債券やローンなど)は、契約条項に従って修正される。
- 報告期間の末日現在の金額(正味実現可能価額及び公正価値など)で計上されている非貨幣性項目は、修正再表示されない。
- その他のすべての非貨幣性資産及び負債は、修正再表示される。
- 貨幣性項目は修正再表示されない。すでに報告期間の末日現在の貨幣単位で表現されているからである。貨幣性項目とは、保有している貨幣及び貨幣で受け取るか又は支払うこととなる項目をいう。

私どもは近い将来、IAS第29号をアルゼンチンに適用することにより示されるいくつかの具体的な問題について、ガイダンスを公表します。

四半期ごとに報告を行う企業の場合、これは、2018年9月30日に終了した四半期について、IAS第29号の要求事項に従って会計処理する必要があることを意味する。

IFRSの連結財務諸表記載例2018年版

グローバルIFRSチームは、2018年版「IFRSに準拠した報告—連結財務諸表記載例」を公表した。

「連結財務諸表記載例」は、例示した企業及び子会社—数年間にわたりIFRSに準拠した財務諸表を作成している架空のコンサルティング、サービス及び小売に従事する企業—の活動及び業績に基づいています。「連結財務諸表記載例」を作成する目的は、各種取引を行っている標準的企業に関して、考えられる1つの財務報告の方法を例示することです。

2017年版の公表以降、2018年版の「連結財務諸表記載例」は、2018年12月31日終了事業年度から発効するIFRSの変更を反映させるために、見直し及び更新を行いました。その中には、2018年1月1日以後開始する会計期間から発効となるIFRS第9号「金融商品」及びIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」の適用が含まれています。2018年9月30日以後に公表された新しい変更については考慮されていません。

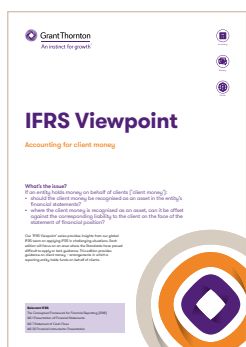
以下のウェブサイトから、本刊行物を入手することができます：
<https://www.grantthornton.global/en/>

あるいは、各国のグラントソントン事務所のIFRS窓口にお問い合わせ下さい。



顧客資金に関する新しいIFRS Viewpointを公表

グラントソントン・インターナショナル・リミテッド・グローバルIFRSチームは、顧客資金の会計処理に関する新しいIFRS Viewpointを公表した。



グラントソントン・インターナショナル・リミテッド・グローバルIFRSチームは、顧客資金の会計処理に関する新しいIFRS Viewpointを公表しました。

「IFRS Viewpoint」シリーズでは、基準の適用が困難であることが確認された、又はガイダンスが十分ではない領域に焦点を絞っています。本号では、顧客資金の会計処理に関する難しい論点について検討しています。

「顧客資金」という用語は、報告企業が顧客の代理として資金を管理するさまざまな取決めを表すのに使用されます。私どもの見解として、「財務報告に関する概念フレームワーク(2018)」に示されている資産の一般的な定義を満たす場合には、企業は顧客資金を資産(及び関連する負債)として認識しなければなりません。

資産の定義

「財務報告に関する概念フレームワーク(2018)」は、資産とは「企業が過去の事象の結果として支配している現在の経済的資源」であり、経済的資源とは「経済的便益を生み出す潜在能力を有する権利」であると定義しています。

資産の定義を満たすかどうかの決定

資産の定義を満たすかどうかを決定するには、顧客資金が以下に該当するか否かを判定するために顧客資金の保有に関する取決め、契約条件及び経済的実質を注意深く分析することが求められます：

- 報告企業が支配している資源である。
- 経済的便益を生み出す潜在能力を有する権利を報告企業に与える。

資産の定義を満たすことによる影響

これら両方の条件を満たす場合、顧客資金は報告企業の資産として認識しなければなりません。こうした決定には相当の判断が必要となることがあり、その場合には、IAS第1号「財務諸表の表示」に従って適切な開示を行わなければなりません。

顧客資金の取決めにより、当座預金を資産及び顧客に関連する負債として認識する場合には、ほとんどの状況において当該項目を相殺することは適切ではありません。

詳細をお知りになりたい場合には

以下のウェブサイトから、本刊行物を入手することができます：
<https://www.grantthornton.global/globalassets/1.-member-firms/global/insights/article-pdfs/ifrs-accounting-for-client-money-ifrs-viewpoint-1.pdf>

グラントソントンUKが仮想通貨についての見解を示す

2018年10月号の「Vital」(イングランド・ウェールズ勅許会計士協会が発行する雑誌)では、いわゆる「仮想通貨に関する難しい問題(crypto conundrum)」について検討された。この難題について検討するにあたり会計士が直面する問題の一つは、仮想通貨の保有に関する会計処理方法であり、これは本雑誌がグラントソントンUKのテクニカル・パートナーであるJake Greenに助言を求めたテーマである。

Greenは、「質問が寄せられてきています。クライアントがビットコインやリップルを購入し、それをどのように会計処理するのか?その会計処理方法について検討し始めたとき、基準が書かれている方法から考えると、特に納得のいく答えが存在しないことに気づきます」と述べたとされます。

Greenは続けて、今のところ仮想通貨に関する質問に答えることは簡単ではないと説明しています。まず初めに、ビットコイン(及び他のさまざまな既存の仮想通貨)は通貨の定義を満たしません。「仮想通貨は政府が発行したものではありません。仮想通貨は何か、例えば、金又は税率を引き上げる能力などによる裏付けがありません。また、現金には非常に高い流動性があり、短期間で価値が大幅に変動する可能性は低いため、ほとんどの通貨は決して仮想通貨ほどに変動することはないのです」

他の報告上の分類についても、さほど満足できるものではありません。「仮想通貨は金融商品であるかもしれませんが、金融商品の定義には、現金に対する契約上の権利があることというものがありません。仮想通貨を所有する際にそのような契約はなく、システムの仕組みについて共通の理解があるだけです。ブローカー/トレーダーの場合、仮想通貨はコモディティですが、これは仮想通貨

を短期間のみ保有することを意味します。私どものクライアントの大半は、仮想通貨を長期投資として保有しています」とGreenは説明しています。

明らかに考慮する必要のないもの(例えば生物資産)は無視して、ほとんどの場合に選択できる報告カテゴリーについてのみ、IAS第38号「無形資産」に基づき(その他の包括利益を通じて)再評価モデルで仮想通貨の会計処理を行います。しかし、「公正価値を正確に測定できなければなりません。規模が大きく流動性のある市場が存在するのであれば、公正価値を正確に測定することができますが、その場合でも正確な測定は困難であり、特に、仮想通貨が現金と交換されることはほとんどありません」とGreenは警告しています。

「株式又はオプションを売買する場合には、ある時点で現金と交換されますが、イーサリアムをビットコインと交換している場合には、それぞれの交換所に仮想通貨が存在します。これらの取引のすべてを認めるべきではなく、公正価値については現金との交換のみを利用すべきであるという意見もあります。」しかし、それは、ほとんどの場合、規模も大きくなく流動性のある市場でもありません。

金融商品の専門家による支援グループにスポットライトを当てる

グラントソントンにおける金融商品の専門家による支援グループ(FISSG)が、ネットワーク全体の金融商品の領域における首尾一貫した、かつ、高品質なIFRSの適用を促進するために設立された。

FISSGは、メンバーファームが各々の金融商品に関連する会計上の論点を公開討論するための場を提供しています。また、IASBが公表した協議文書を含め、選択された論点に関するグローバルIFRSチームへのインプットも提供しています。本IFRSニュースでは、英国のメンバーファームであるグラントソントンUK LLPの代表にスポットライトを当てましょう。

Alan Chapman



Alan Chapmanは、グラントソントンUK LLPにおける金融商品に関する報告部門の責任者であり、財務報告及び監査に関する技術的な専門知識を有する英国のファームのナショナル・アシュアランス・サービス内で勤務しています。

Alanは、UK GAAPとIFRSの両方における財務報告の専門家です。金融商品の会計処理に関して多大な経験を有しており、金融負債か資本かの分類、複雑な財務構造が及ぼす会計上の影響、債務再構成及びヘッジ会計など、多くの複雑な問題を扱っています。また、IAS第39号及びIFRS第9号の両方についても豊富な経験を有しています。

Alanは、2016年に欧州財務報告諮問グループ(EFRAG)の金融商品ワーキング・グループのメンバーに任命されました。このグループは、金融商品に関する報告上の問題に関して、EFRAGの技術専門家グループに支援を行っています。

その他のトピック – 概要

IASB

IASB議長がのれんの会計処理の見直しを検討

8月に、IASB議長のHans Hoogervorst氏は、日本を訪問し、企業会計基準委員会が主催するイベントでスピーチを行いました。

Hoogervorst氏のスピーチでは、世界各国のIFRS基準の適用状況について説明するとともに、のれんの償却がまだ行われている日本にとって特に興味深いテーマである、のれんの会計処理が取り上げられました。

IASBは、IFRS第3号の適用後レビューを受けて、のれんの問題について検討しています。IASBは当初、のれんの償却の再導入について調査するに値する新たな証拠が十分に得られなかったと感じたこともあり、この論点を再検討するつもりはありませんでした。しかし、IASBは7月のボード・ミーティングで、のれんの会計処理の包括的な分析（償却の再導入の可能性についての議論を含む）を近く公表されるディスカッション・ペーパーに含めることを決定しました。

適用後レビューでは、のれんに対する減損のみのアプローチに関して、いくつかの問題が識別されました。その中でも、以下の欠点はすでに判明していたものでした：

- 年次の減損テストはコストがかかり、かつ、主観的である
- 資金生成単位から生じる将来キャッシュ・フローの予測は過度に楽観的な場合が多く、これは減損損失の認識が遅くなりすぎることを意味する
- 減損損失が最終的に計上されたときには、結果としてもたらされる情報の利用価値は投資家にとって低いものとなる

Hoogervorst氏は自身のスピーチの中で、これらの事項はすべて、IASBがのれんの償却の再導入に係る問題をディスカッション・ペーパーという形で利害関係者に想起させるのに十分な理由であると述べました。しかし、ディスカッション・ペーパーに含まれたからといっても、償却が再導入されるとの結論に至るものでは決してないことを強調しました。

その一方で、2004年に遡って、IASBがのれんの償却を廃止したことについて、以下のような数多くの納得できる理由があったと述べました：

- 償却すべき時期を客観的に判断することは不可能であるため、償却の情報としての価値が非常に低いものとなる
- のれんはその耐用年数が確定できない資産であり、場合によっては、のれんの価値は時間の経過とともに逓減しないこともある
- 多くの投資家が償却せずに、業績予想において即時に償却額を戻し入れることになる（会計原則に基づかない指標での測定（non-GAAP measurements）をさせないようにするIASBの取組みを考慮すると問題がある）

最後に、Hoogervorst氏は、主要な会計上の変更を行う際は、費用便益分析を行う必要があり、償却の再導入がそのハードルをクリアするかはすぐに明らかになるものではないと述べました。

IASB (続き)

IFRICが仮想通貨について議論

IFRS解釈指針委員会(IFRIC)は、9月の会議で、仮想通貨の保有及びイニシャル・コイン・オファリング(ICO)の会計処理を決定する際に、既存のIFRS基準をどのように適用する可能性があるのかについて議論しました。現行の基準に基づく適切な会計処理に関するIFRICの当初の議論は、2018年5月号の私どものIFRS Viewpoint「仮想通貨の会計処理-基礎」に示した議論(すなわち、仮想通貨資産の保有は、IAS第2号「棚卸資産」又はIAS第38号「無形資産」のいずれかに基づき会計処理すべきである)と整合していました。

この点を取り上げた後、IFRICは、当該議論によって有用な情報が提供されているかどうか、また、IASBがどのような考えられる基準設定活動に着手する可能性があるのかについて議論しました。IASBは、今後の会議でこうした事項について議論する際にIFRICのアドバイスを検討することになります。

中小企業向けIFRS基準に関する10の教育モジュール

IFRS財団は、利害関係者が中小企業向けIFRS基準に基づいて作成される財務諸表を作成及び解釈する際の追加の支援を提供するために、2015年版の中小企業向けIFRS基準に関する教育モジュールを開発しています。

各モジュールは、当該基準の35の章の一つに焦点を当て、取り上げている章の包括的な概要を示しています。モジュールには、当該基準の原文及び要求事項を簡単に例示及び説明する実施例が示されています。また、中小企業向けIFRS基準と完全版IFRS基準との間の相違についても述べられています。

ダウンロード可能な最初の10のモジュールは以下のとおりです:

- モジュール1 – 中小企業
- モジュール3 – 財務諸表の表示
- モジュール5 – 包括利益計算書及び損益計算書
- モジュール6 – 持分変動計算書、損益及び利益剰余金計算書
- モジュール7 – キャッシュ・フロー計算書
- モジュール11 – 基本的な金融商品
- モジュール12 – その他の金融商品の問題
- モジュール13 – 棚卸資産
- モジュール17 – 有形固定資産
- モジュール32 – 後発事象

追加のモジュールがこの先数か月のうちに公表されることになっています。

欧州

3つの欧州監督局がIFRS第17号に関して書簡を提出

3つの欧州監督局(ESA)の各会長はEFRAGの代表に書簡を提出し、IFRS第17号「保険契約」のエンドースメント手続に関する懸念を表明するとともに、その手続きを適時に完了することを求めました。

それぞれの監督局は、保険契約に関する現行の会計基準であるIFRS第4号について、欧州における保険会社の財務諸表の比較可能性及び透明性を促進することができないと見ており、当該基準を置き換えることの重要性を一貫して強調しています。

各監督局は、IFRS第17号自体についての詳細かつ技術的な見解は表明していないものの、当該基準のエンドースメント・アドバイスの係るEFRAGの手続に関して懸念を示しました。特に、EFRAGボードがIASBに宛てた書簡(下記をご覧ください)については、意思決定プロセスの透明性の一層の高まりを各監督局が期待していたことが示されており、IASBがIFRS第17号の主要な構成要素を変更し、EFRAGの技術的専門家グループの技術的分析についてのより詳細な議論を行うよう促しています。

また、発効日が2021年1月1日であることを背景に、IFRS第17号の分析を継続して行い、適時に終了する必要があることも繰り返し述べました。

EFRAGがIASBにIFRS第17号に関する書簡を提出

EFRAGは9月に、欧州におけるIFRS第17号「保険契約」の適用に関するエンドースメント・アドバイスのドラフトを作成するにあたって、IASBに書簡を提出しました。この書簡は、IASBが実施した広範なアウトリーチに基づき、さらなる検討を行うに値すると、EFRAGが考えているIFRS第17号のいくつかの側面を明らかにしています。それらには以下の事項が含まれます：

- 取得コスト(契約更新を見越して発生したコストについて)
- 契約上のサービス・マージンの償却(投資業務を含む契約に対する影響)
- 再保険(再保険後に利益が得られる基礎となる不利な契約、基礎となる契約がまだ発行されていない再保険契約に係る契約の境界線)
- 経過措置(修正遡及アプローチにより提供される救済措置の範囲、公正価値アプローチを適用する際の問題)
- 年次コホート(契約群)(VFA契約を含む、コストと便益のトレードオフ)
- 貸借対照表上の表示(資産ポジションのグループ及び負債ポジションのグループの区分開示と債権及び／又は債務の区分しない開示の間の費用便益トレードオフ)

EFRAGが2018年のリサーチ・アジェンダに関するフィードバック・ステートメントを公表

EFRAGは、2018年のリサーチ・アジェンダ・コンサルテーションに関するフィードバック・ステートメントを公表しました。本コンサルテーションは、EFRAGのリサーチ活動及び新しいリサーチのトピックの有効性をどのように評価し改善するかについて意見を求めました。

フィードバック・ステートメントは、受け取った主なコメントについて記述しています。受け取ったインプット及びEFRAGボードレベルでのその後の議論に基づいて、以下のプロジェクトがEFRAGのリサーチ・アジェンダに追加される可能性が高いです。

- 1 無形資産に関するより有用な情報
- 2 仮想資産
- 3 資産購入に関する条件付対価及び変動対価

ECが企業報告に関する会議を開催

欧州委員会(EC)は、2018年11月30日に「デジタル経済及び持続可能な経済における企業報告の将来」に関する首脳会議をブリュッセルで開催します。

本会議は、ECが2018年3月から7月まで実施した企業報告に関するパブリック・コンサルテーション(企業報告に関するEU法(EU legislative)の枠組みがまだその目的に適合しており、今日の問題に対応しているかどうかについて検討された)を受けて開催されます。本会議は、利害関係者が適合性チェック(fitness check)に関する見識を示すための新たな機会となります。

欧州(続き)

欧州の企業報告ラボ

3月の持続可能な成長のための金融に関するアクションプランにおける欧州委員会による要請を受けて、EFRAGは、欧州の公共の利益になるよう、欧州企業報告ラボ(欧州ラボ)を設立しました。

欧州ラボは当初、サステナビリティ報告を含む、非財務情報の開示に焦点を当てることになります。予備的プロジェクトには以下の事項が含まれる可能性があります:

- 金融安定理事会の気候関連財務情報開示タスクフォースの提言と一致した気候関連情報の開示
- 環境会計
- (中期的な)企業報告の他のさまざまな側面における統合報告、デジタル化及びイノベーション

欧州ラボの運営委員会の最初の会議は11月27日に行われ、開会ネットワーキング・レセプションは同日に開催されます。

Accountancy Europeがサステナブルファイナンス・グループを設置

サステナブルファイナンス・アジェンダは、低炭素、気候対応力(climate resilient)及び資源効率経済(resource-efficient economy)への移行に取り組むため、今後数年間、欧州委員会が優先する政策です。測定、会計処理、報告及び検証はすべてこのアジェンダの重要な部分を形成することになります。

したがって、Accountancy Europeは、この主題が会計専門職に与える影響を検討し、適切な場合、EU政策に関する作業に貢献する、サステナブルファイナンス・グループを設置しています。出発点として、グループは以下のトピックについて検討します:

- 持続可能な活動の分類体系-EUタクソノミ
- EUグリーンボンド基準:グリーンボンド及び検証
- 非財務情報の開示(環境及び気候変動に関する報告/温室効果ガスの排出、社会/人権に関する報告を含む)
- 非財務情報に関する保証業務
- 企業の社会的責任
- 持続可能な長期投資に関する機会及び障壁

FRCが企業報告の将来について検討

英国財務報告評議会(FRC)は、企業報告に関する既存の考えを疑問視し、企業が株主及び他の利害関係者の情報ニーズをより一層満たすための方法について検討する、大規模プロジェクトを立ち上げました。FRCは以下の事項を行います:

- 現在の財務及び非財務報告の実務を見直す
- 投資家及び他の利害関係者がどのような情報を必要としているかについて検討する
- 企業報告及び年次報告書の目的を検討する

また、さまざまな種類の企業が行うコーポレート・コミュニケーションについても検討します。こうした動きは、年次報告書の効率化という、利用者からの継続的な需要に対応するものです。

新しい基準及びIFRIC解釈指針の発効日

以下の表は、2017年1月1日以降が発効日とされている新しいIFRS基準及びIFRIC解釈指針の一覧です。

企業は、IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に基づいて、新しい基準及び解釈指針の適用について特定の開示を行う必要があります。

2017年1月1日以降が発効日とされている新しいIFRS基準及びIFRIC解釈指針

基準名	基準又は解釈指針の正式名称	有効となる会計年度の開始日	早期適用の可否
IFRS第17号	保険契約	2021年1月1日	可
IAS第1号/ IAS第8号	「重要性がある」の定義 (IAS第1号及びIAS第8号の修正)	2020年1月1日	可
さまざまな基準 及び指針	IFRS基準における概念フレームワークへの 参照の修正	2020年1月1日	可(ただし、すべての修正を 適用する必要がある)
IFRS第16号	リース	2019年1月1日	可
IFRIC第23号	法人所得税務処理に関する不確実性	2019年1月1日	可
IFRS第9号	負の補償を伴う期限前償還要素 (IFRS第9号の修正)	2019年1月1日	可
IAS第28号	関連会社及び共同支配企業に対する長期持分 (IAS第28号の修正)	2019年1月1日	可
IAS第12号/ IAS第23号/ IFRS第3号/ IFRS第11号	IFRSの年次改善2015-2017年サイクル	2019年1月1日	可
IAS第19号	制度改訂、縮小又は清算(IFRS第19号の修正)	2019年1月1日	可
IAS第40号	投資不動産の振替	2018年1月1日	可
IFRIC第22号	外貨建取引と前渡・前受対価	2018年1月1日	可
IFRS第1号/ IFRS第12号/ IAS第28号	IFRSの年次改善2014-2016年サイクル	2018年1月1日 ただし、IFRS第12号の修正は 2017年1月1日から適用される	IAS第28号 - 可



2017年1月1日以降が発効日とされている新しいIFRS基準及びIFRIC解釈指針

基準名	基準又は解釈指針の正式名称	有効となる会計年度の開始日	早期適用の可否
IFRS第4号	IFRS第9号「金融商品」のIFRS第4号「保険契約」との適用 (IFRS第4号の修正)	<ul style="list-style-type: none"> IFRS第9号の一時的免除は2018年1月1日以降の会計期間に適用される 上書きアプローチは企業がIFRS第9号を初めて適用する際に適用される 	N/A
IFRS第9号	金融商品(2014年)	2018年1月1日	可(広範な経過措置を適用)
IFRS第2号	株式に基づく報酬取引の分類及び測定 (IFRS第2号の修正)	2018年1月1日	可
IFRS第15号	顧客との契約から生じる収益	2018年1月1日*	可
N/A	実務記述書第2号:「重要性の判断の行使」	2017年9月14日	不可
IAS第7号	開示に関する取組み (IAS第7号「キャッシュ・フロー計算書」の修正)	2017年1月1日	可
IAS第12号	未実現損失に係る繰延税金資産の認識	2017年1月1日	可
IFRS for SMEs	中小企業向け国際財務報告基準の修正	2017年1月1日	可
IFRS第10号 及び IAS第28号	投資者とその関連会社又は共同支配企業の間での 資産の売却又は抛却 (IFRS第10号及びIAS第28号の修正)	延期された (もともとは 2016年1月1日であった)	可
N/A	財務報告に関する概念フレームワーク	直ちに適用される	

*「IFRS第15号の発効日」の公表を受けて、2017年1月1日から変更

コメント募集

以下に、IASBが現在コメントを募集している文書及びそのコメント募集期限を一覧にして表示しています。グラントソントン・インターナショナル・リミテッドは、IASBが公表したすべての公開草案及びディスカッションペーパーにコメントを提出していくことを目指しています。

現在IASBが公開中の文書

文書の種類	タイトル	コメント募集期限
公開草案	資本の特徴を有する金融商品	2019年1月7日